

別監第4-0124号  
平成23年3月31日

別府市長  
浜田 博 殿

別府市監査委員 櫻井 美也子

同 三ヶ尻 正 友

同 高 森 克 史

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

# 監 査 報 告 書

## 1 監査の対象及び期間

企画部 自治振興課

監査期間 平成 22 年 9 月 2 日から平成 22 年 10 月 14 日まで

企画部 情報推進課

監査期間 平成 22 年 10 月 14 日から平成 22 年 12 月 24 日まで

総務部 財産活用課

監査期間 平成 22 年 10 月 14 日から平成 22 年 12 月 24 日まで

総務部 総務課

監査期間 平成 22 年 12 月 24 日から平成 23 年 3 月 4 日まで

総務部 保険年金課

監査期間 平成 22 年 12 月 24 日から平成 23 年 3 月 4 日まで

2 監査を実施した委員	別府市監査委員	櫻井 美也子
	同	三ヶ尻 正友
	同	高森 克史

## 3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

なお、高森克史監査委員は平成 22 年 10 月 1 日就任につき、平成 22 年 9 月 30 日までの監査は金澤晋前監査委員が実施した。

## 4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(自治振興課関係)

### (1) 消耗品について

記念品購入について、支出科目が不相当と思われる支出が 2 件見受けられた。

これらは、購入の理由により支出科目を決定すべきものであることから、今後支出

に際して購入動機を考慮し、支出科目を決定されたい。

(2) 委託料について

委託料の支出について、一部、委託契約書や仕様書の中で、提出し市の承認を受けなければならない書類が未提出のものが見受けられた。

双方の合意に基づき締結された契約条項を遵守し、契約相手方に対し遺漏なく提出するよう指導されたい。

(3) 負担金補助及び交付金について

自治委員事務費助成金について、交付金額に誤りが見受けられた。別府市自治委員設置規則及び別府市自治委員事務費助成金交付要綱の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

自治委員地区運営費助成金については、別府市自治委員設置規則及び別府市自治委員事務費助成金交付要綱等の整備を行い、交付の根拠を明確にされたい。

(4) 旅費について

協議会委員等の非常勤特別職の費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例、別府市職員等の旅費に関する条例及び旅費運用マ  
ニュアル等に基づき、適正に事務処理されたい。

(5) 報償費について

自治委員代行者謝礼金の支給金額に誤りが見受けられた。関係規程に基づき適正に  
事務処理されたい。

(6) 報酬について

自治委員の就退任時における報酬の支給方法は、議会の議員の報酬及び費用弁償等  
に関する条例等に基づき計算することとされているが、一部不適正な事務が見受けら  
れた。関係条例に基づき適正な事務処理をされたい。

生活安全推進協議会、国民保護協議会、交通安全対策会議については、過去数年間  
にわたり委員の委嘱がされておらず、会議も開催されていない。

いずれも、それぞれの関係条例に基づき適正な処理をされたい。

(情報推進課関係)

(1) メンテナンス委託料、電算機等リース・レンタル料について

メンテナンス等委託料については、見積請求によるものを除き、その全てが著作権

や専門性を理由として一者随意契約で執行されている。

電算機等リース・レンタル料については、債務負担行為に該当する契約、見積請求によるものを除くと委託料と同様の理由により一者随意契約となっている。

いずれも、同一業者が複数年にわたり継続する傾向が高くなっているが、その見積額が妥当であるのか、その業者でしか出来ないのか等の検討をし、可能な限り競争の範囲の拡大を図られたい。

また、国においては、情報システム等の調達に係るライフサイクルコストの適正化に向けて総合評価落札方式による入札とするなどの見直しを行っている。

別府市においても、国や他都市の状況を参考にしつつ、総合評価落札方式の活用について検討されたい。

## (2) 別府市情報化推進委員会について

別府市の情報化の推進と電子計算組織の充実を図るため、別府市情報化推進委員会設置要綱が定められているが、平成 17 年 2 月以降開催されていない状況である。

別府市情報化推進委員会設置要綱の規定に基づき、適正な処理をされたい。

## (財産活用課関係)

### (1) 車両集中管理に要する経費について

支払事務についてはおおむね適正に処理されていたが、車両台帳等の書類に記入誤りや記入漏れが見受けられたので、台帳と請求書の照合等、事務処理の手順を見直し、適正に処理されたい。

### (2) 公有財産維持管理に要する経費について

清掃業務委託契約書において、業務報告、支払に関する事項に不備が見受けられたので是正されたい。

### (3) 土地売払い収入について

収入事務については、一件売買契約前に調定決議書を作成したケースが見受けられたが、おおむね適正に処理されていた。

売買代金（予定価格）の決定については、法定外公共物にあつては、国有財産評価基準に倣い決定されていたが、その他市有地については、端数処理の規定がなく、国有財産評価基準とも異なる方法で決定されており、内部的に統一された基準が必要と考える。

なお、土地売払い収入に直接は関係しないが、財産の活用問題として、行政財産で

あった財産が、用途廃止され普通財産となって以降も各原課がそのまま管理しているものが見受けられるが、そのような財産については、原課と積極的に協議し、財産の有効な活用を推進すべく努力されたい。

(4) 庁舎維持管理に要する経費について

委託契約書に規定された報告書等で未提出のものが見受けられた。前回の監査の際にも指摘したとおり、契約相手に対し契約条項の遵守を求め提出期限を厳守するよう指導するとともに、当該報告書等に基づき業務の履行確認を適正に行われたい。

(総務課関係)

(1) 例規改訂委託料の支出について

おおむね適正に行われていた。

しかし、平成12年度に端末による例規のデータ化と紙ベースの例規集を併存する形式で業者と契約し、その後、経費の縮小、例規追録作業やシステムの無変更などの理由により今日まで同一業者と随意契約を行ってきている。単価金額が適正であるのか他市の状況等比較検討されたい。

(保険年金課関係)

(1) 国民健康保険税収納嘱託員について

管理面において外勤簿の備付け、時間外勤務状況の把握等改善の跡が見られたが、一部収税業務に滞りが見られた。

収納率向上に向け、適切な業務指導を行われたい。

報酬の支払業務については、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公示送達について

督促公示において告示日は時効の起算日に影響することとなるので、注意されたい。

(3) 減免について

国民健康保険税及び延滞金の減免事務については、申請書が提出されていない、減免理由が定かでない、減免決定通知書を作成していない等申請行為、減免に係る意思決定、相手方への通知等すべてに不備が見られた。事務の進め方、必要書類の様式も含めた見直し等早急に検討し、適正な事務処理に努められたい。

(4) 国民健康保険被保険者の資格得失に係る事務について

資格の取得に係る事務において、資格取得日の誤りが一部で見受けられたので、適正に処理されたい。

(5) 現金及び領収書の取扱いについて

収納嘱託員が指定金融機関の営業時間が過ぎて収納した現金については、翌営業日に指定金融機関に払い込まれるまで各自で保管されている状態であり、紛失等のリスクは避けられない。収納嘱託員の収納した現金の保管方法について再考されたい。

訪問による収納のためのつり銭は、担当職員が各自で用意しているが、私金と混同されている状態であり問題がないとはいえない。訪問用のつり銭の準備方法について検討されたい。

収納嘱託員の使用する一部の領収書綴において、指定金融機関への払込日が前後するものや、領収書の日付が前後するものが見受けられた。

いずれも徴収（訪問）予定に従って事前に領収書を作成しており、訪問しても不在等の理由で徴収予定と異なった順番で収納したために生じたものである。

夜間など、現場での領収書への記載が困難な場合もあり、迅速な事務処理のために事前に領収書を作成しておくことも考えられるが、そのような場合、徴収できなかったときは書損とすべきである。

本来、領収書は領収の時点で記載、交付するものであり、事前にまとめて領収書に記載しておくような取扱いは不適切であり、現金の取扱いに疑いを持たれかねない。

領収書は、収納の大切な証拠であり、作成にあたっては十分配慮されたい。

(6) 滞納処分について

国民健康保険税については、滞納繰越額の 94%が滞納処分や処分停止は行われておらず、特に換価性の高い預金債権については 20 年 4 月以降滞納処分が行われていない。

保険税は、国民健康保険事業特別会計の歳入の根幹をなすものである。

収納率の向上に向けて積極的な滞納処分が必要であることから、保険年金課としての体制整備を図るとともに収納課との連携をさらに深め、法に定められた滞納処分の手続きに基づき処理されたい。

(7) 滞納処分の執行停止について

滞納処分執行停止及び取消の事務処理のうち、次の項目について改善されたい。

ア 滞納処分執行停止及び取消を行った場合は地方税法にもとづき滞納者へ通知することとなっているが通知されていない。

イ 滞納処分執行停止調書で決裁はされているものの、執行停止に至った経過や記録が明確でないもの等適切さを欠いている案件が散見される。

ウ 納税相談の結果、口頭で分納を約束した場合、経過記録にその旨入力されているが、経過記録では時効の中断事由とならないので、分納誓約書の提出が必要である。

エ 地方税法第15条の7第1項第2号に規定する生活困窮として、生活保護者は対象とされているが、同程度の生活水準にあるものについて、滞納処分執行停止の対象とされていない。

オ 生活保護受給者について納付相談後、一部納付をしている案件があるが、生活保護法の趣旨に基づき適正に処理されたい。

なお、滞納者からの申し出により分割納付を認める場合は、口頭ではなく分納誓約書を徴し、時効中断を図った上で、分納誓約以外の分を処分停止とするべきである。

カ 滞納処分執行停止の決裁が年度を超えて行われている。

また、滞納処分執行停止調書の決裁が課長までで完了としているが、調書起案の都度部長決裁とすべきである。

なお、経過記録については滞納処分執行停止の決裁日の日付で入力するべきところ、決済日以前の日付で入力されているが、決裁後に入力するべきである。

以上、地方税法、別府市会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。

#### (8) 不納欠損処分について

不納欠損処分の事務処理のうち、次の項目について改善されたい。

ア 不納欠損処分調書の時効完成期日とシステムの時効予定日が一致していない。

また、処分停止年月日が未記載のため処分停止中の時効完成が妥当か判断出来ない。

イ 不納欠損のうち、即時欠損分は滞納処分停止調書の「調査確認事項」欄に「即時欠損とする」との記載はあるが、不納欠損処分の決裁とはなっていない。

同一システムを運用している収納課の処理手順を参考とされたい。

また、本人死亡の場合の判断基準である相続放棄の場合に財産調査をしている案件と、していない案件が散見されるが、相続放棄であっても財産がある場合もあるため、相続財産管理人の有無等の確認後、不納欠損処分をされたい。

ウ 生活保護者の即時欠損については、横浜市で行われているが、別府市では処分停止後3年経過を待っている。

横浜市や他都市の状況を参考に、収納課と協議し、生活保護（生活扶助）受給者についての即時欠損処分を検討されたい。

エ 会計管理者への通知文の起案月日、決裁月日がいずれも4月1日となっていた。

滞納繰越分については、出納整理期間がないため3月末までの処理が必要である。

また、会計管理者への通知については財政担当部長を経て通知することとなっているが、合議がされていない。

以上、地方税法等に基づき適正に処理されたい。

なお、不納欠損のうち、消滅時効が20年度・21年度で92%、19年度で97%と多額に上っているが、人員・組織の体制等の見直しを行い、消滅時効の縮小に努められたい。

(9) 還付未済額の時効処理について

還付未済にかかる時効については地方税法に規定されているが、その事務処理がされていなかった。

債権に係る消滅時効の処理と同様に起案・決裁を行い、事務処理の適正化を図られたい。

また、時効で消滅する還付未済額の縮小に向けて努力されたい。